



平成27年4月28日

各 位

会 社 名 日 本 伸 銅 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 崎 仁 郎
コ ー ド 番 号 5753 (東 証 第 2 部)
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 木 本 道 隆
電 話 番 号 072-229-0346 (代 表)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月28日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせ致します。

なお、改定箇所は下線で示しております。

記

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および子会社の取締役および従業員は、法令および定款その他社内規程を行動規範とする。
- (2) 業務執行部門から独立した監査室は、子会社を含めて内部監査を実施する。
- (3) 通報者に不利益を及ぼさない内部通報規定を定め、通報および相談方法を口頭、電話、電子メールとし、窓口に当社の管理本部長および監査室室長を置いて、当社および子会社の役員および従業員を対象として運用する。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に備え、反社会的勢力の排除に向けた社内体制を定めて、毅然とした姿勢で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社および子会社の取締役の職務執行に係る審議および決裁の結果は当社および子会社の取締役会議事録、本社関係会社役員会議事録および当社および子会社の稟議書の文書又は電磁的方法で記録し、保管および管理を行う。
- (2) 当社および子会社はIT情報管理に関する規定を定めて情報システムを安全に管理・維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 毎年識別したリスクを評価し当社および子会社の取締役会に諮ってリスクの対応を協議する。また、当該リスクに対応した規定及びマニュアルを当社および子会社で作成してリスクを回避する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 基本方針3か条、経営計画および年度重点施策を定めて、当社および子会社の取締役が達成すべき目標を明確にする。
- (2) 当社および子会社の取締役の職務執行については、当社および子会社の取締役会を毎月1回開催し、本社関係会社役員会も毎月1回子会社社長を含めて開催し、それぞれ経営方針に基づいた重要事項の審議と業務報告を行う。

(3) 人事権限規定および職務分掌規定を定め、職位および各職位の責任と権限を明確にし、当社および子会社の業務の効率的な運営を図るとともに責任体制を確立する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社に承認を受ける事項および報告する事項を関係会社管理規定に定めて業務の適正な運営を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査室は監査役会の指揮命令の下で職務を遂行する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会および本社関係会社役員会その他重要な会議に出席するとともに、稟議書類等職務の執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に説明を求めることができる。

(2) 当社および子会社の取締役および使用人は、重大な法令違反、定款違反および会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査役に報告する。

(3) 監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を社内規程で定めるとともに当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、意見を述べるができることとする。また、監査役は内部監査の立会いを求めることができる他、必要があると認めるときは、監査室に追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができることとする。

(2) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等外部の専門家を活用する。

(3) 当社および子会社の取締役および使用人は、企業グループとして効果的な監査業務が円滑に遂行できるよう監査活動に協力する。

以上